

## 【別紙】相談支援専門員の要件

### 1. 実務要件

①～④の要件のいずれかに該当すること。要件ごとに業務従事期間を通算する。なお、通算する期間は、それぞれに掲げる業務種別に従事した期間となる。

| 業務種別   |                      | 業務内容  |   |
|--------|----------------------|---|---|
| 相談支援業務 |                      | 身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務          |   |
| 介護等業務  |                      | 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務 |   |
| 要件     | 通算期間(※1)             | 業務種別  | 実務要件に算入する期間   |
| ①      | 3年以上                 | 相談支援業務  | 平成18年10月1日において現に(1)又は(2)に掲げる者が、平成18年9月30日までの間に業務に従事した期間<br>(1)旧障害児相談支援事業、旧身体障害者相談支援事業又は旧知的障害者相談支援事業の従事者<br>(2)旧精神障害者地域生活支援センターの従事者  |
| ②      | 5年以上                 | 相談支援業務  | (1)旧障害児相談支援事業、旧身体障害者相談支援事業、旧知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者<br>(2)児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所その他これらに準ずる施設の従事者<br>(3)障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設(※2)、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従事者<br>(4)病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者であつて、アからエのいずれかに該当するもの<br><br>(ア)社会福祉主事任用資格者<br>(イ)相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの<br>(ウ)医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士<br>(エ)(1)から(3)までに掲げる従事者及び従業者である期間が1年以上の者 |
|        |                      | 介護等業務   | (1)から(3)までに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士、児童指導員任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員任用資格者<br><br>(1)障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設(※2)、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者<br>(2)障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業(※3)その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者<br>(3)病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者  |
|        |                      | 相談支援業務  | 障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターにおける従業者  |
|        |                      | 相談支援業務  | 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従業者  |
| ③      | 10年以上                | 介護等業務   | (1)から(3)までに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でない者<br><br>(1)障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設(※2)、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者<br>(2)障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業(※3)その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者<br>(3)病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者   |
| ④      | ②・③が3年以上かつ<br>④が5年以上 | 資格者業務   | 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事  |

※1 「1年以上」＝業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年当たり180日以上をいう。(例…5年以上＝業務従事期間が通算5年以上であり、かつ、従事した日数が通算900日以上となる。)

※2 老人福祉施設とは、老人福祉法第5条の3に規定するもので、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、経費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センターのことをいう。

※3 老人居宅介護等事業とは、老人福祉法第5条の2第2項に規定するもので、訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(地域密着型)、夜間対応型訪問介護(地域密着型)、第一号訪問事業(総合事業)のことをいう。

### 2. 研修要件

- ① 相談支援従事者初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、5年度以内の者
- ② 相談支援従事者初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修を修了した者